

## 『物価高騰対応重点支援給付金（1世帯7万円）』のご案内

令和5年度住民税均等割非課税世帯に「物価高騰対応重点支援給付金」が支給されます。

## ●支給額

1世帯あたり **7万円**

## ●支給対象

下記の条件を満たす世帯

1. 基準日（令和5年12月1日）に蓬田村に住民登録がある方の世帯
2. 世帯全員の「**令和5年度住民税均等割が非課税**」の世帯
3. 他の市区町村で同制度による給付金（7万円）を受給していない世帯

※ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く。

## ●手続方法

①支給通知が送付される方 → **手続きは不要です。**

蓬田村から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯当たり3万円）を口座振込で受給された世帯のうち、世帯構成に変更がない世帯  
→給付対象となる世帯の世帯主宛てに、1月上旬に支給通知を送付します。  
※振込口座の変更や受給拒否をする場合は、下記担当までご連絡ください。

②確認書が送付される方 → **返送が必要です。** 【提出期限：令和6年2月22日（木）消印有効】

上記①以外で世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯  
→給付対象と思われる世帯の世帯主宛てに、1月中旬に確認書を送付します。  
確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。  
※添付書類

- 振込先金融機関口座確認書類の写し  
（確認書に記載の口座以外への振込を希望する方や確認書に口座が記載されていない方）
- 本人（代理人）確認書類の写し  
（振込先金融機関口座確認書類を提出した方、代理人が確認（受給）する場合）

③申請書が送付される方 → **申請が必要です。** 【提出期限：令和6年2月22日（木）消印有効】

令和5年1月2日以降に蓬田村に転入してきた方がいる世帯や未申告の方がいる世帯  
→対象と思われる世帯の世帯主宛てに1月中旬に、申請書を送付します。  
世帯全員の住民税均等割が非課税の場合、申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請してください。  
※添付書類

- 「申請・請求者本人確認書類」の写し
- 「受取口座を確認できる書類」の写し

※令和5年1月2日以降蓬田村に転入してきた方は「令和5年度住民税非課税証明書」の写し  
※未申告の方は住民税申告を行い、非課税世帯に該当する場合は申請をしてください。

## ●支給時期

支給通知が届いた方 → 1月下旬

確認書・申請書が届いた方 → 村が確認書・申請書を受理した日から概ね2週間程度

## ●提出先（郵送先）・お問い合わせ先

〒030-1211 蓬田村大字蓬田字汐越1番地3

☎0174-27-2113（内線401）

蓬田村役場 健康福祉課 「物価高騰対応重点支援給付金」担当

## 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

申請内容に不明な点があった場合など、蓬田村から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。